

国名	法律人材育成強化プロジェクト
ラオス人民民主共和国	法律人材育成強化プロジェクト フェーズ2

I 案件概要

事業の背景	ラオス政府は、「第7次国家社会経済開発5ヵ年計画」や、2020年までのラオスにおける法治国家の発展に関する包括的な長期戦略計画である「リーガルセクターマスタープラン」において、法・司法分野の人材育成を重要視していた。 「法律人材育成強化プロジェクト」（フェーズ1事業）は、法・司法分野の機関や職員・講師のための理論や実務に関する基礎的な体系的研究、法教育の能力開発に貢献した。フェーズ1事業では、中核人材は対象法令（民法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の基礎的理解、執務参考資料作成能力、法案起草能力を向上させた。しかし、ラオスの法・司法の発展には、上記法令以外の法令に関する理解の向上が必要であった。また、執務参考資料の作成・普及に関する能力向上や、法学教育・法曹養成の向上を通じて、立法・行政・司法の実務を改善することが求められていた。このような背景から、ラオス政府は日本政府に対し、「法律人材育成強化プロジェクト フェーズ2」の実施を要請した。																						
事業の目的	本事業は、(i)ラオス民法、民事訴訟法、刑事訴訟法、法理論と実務上の問題を体系的に分析し、その結果をまとめたモデル教材の開発、(ii)ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員に対し、モデル教材の基礎的な活用方法の共有及び内容の普及（以上、フェーズ1事業）、(iii)民法典の最終草案の起草、国会への提出、(iv)民法典草案に基いた、民法典の執務参考資料の作成、(v)民事・経済関連法及び刑事関連法分野の法令の執務参考資料作成、(vi)前フェーズ及び本事業で作成した執務参考資料の関係機関及び法学教育・法曹等研修機関での活用、(vii)上記資料の政府機関職員・一般市民への法令の知識の普及・理解促進（以上、フェーズ2事業）により、ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及びその所属職員・教員の、（1）法令の起草、（2）法令の運用・執行、（3）法学教育、法曹養成研修、継続の実務研修（「法学教育・法曹等研修」）及び（4）法令の普及・理解促進の改善に取り組む能力向上を図り、もって体系的で一貫した立法・法運用・執行並びに政府職員及び一般市民の法制度へのアクセスの向上に寄与することを目指す。 ＜フェーズ1＞ 1. 上位目標：ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関および所属職員・教員が、理論と実務の体系的な分析を踏まえた法理論研究を発展させ、法理論に基づいた実務の改善に取り組む。 2. プロジェクト目標：ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関および所属職員・教員が、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的能力を取得する。 ＜フェーズ2＞ 1. 上位目標：ラオスの法務・司法機関、法学教育機関及びその職員・教員の法令の起草、運用・執行、法学教育・法曹等研修及び法令の普及・理解促進の改善に取り組む能力の向上を図り、ラオスにおける体系的で一貫した立法・法運用・執行並びに政府職員及び一般市民の法制度へのアクセスの向上に寄与する。 2. プロジェクト目標：ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及びその所属職員・教員の、（1）法令の起草、（2）法令の運用・執行、（3）法学教育、法曹養成研修、継続の実務研修（「法学教育・法曹等研修」）及び（4）法令の普及・理解促進の改善に取り組む能力が向上する。																						
実施内容	1. 事業サイト：＜フェーズ1＞＜フェーズ2＞首都ビエンチャン及びラオスにおけるその他の地域 2. 主な活動： ＜フェーズ1＞ (i)ラオス民法、民事訴訟法、刑事訴訟法、法理論と実務上の問題を体系的に分析し、その結果をまとめたモデル教材の開発、(ii)ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員に対し、モデル教材の基礎的な活用方法の共有及び内容の普及 ＜フェーズ2＞ (iii)民法典の最終草案の起草、国会への提出、(iv)民法典草案に基いた、民法典の執務参考資料の作成、(v)民事・経済関連法及び刑事関連法分野の法令の執務参考資料作成、(vi)前フェーズ及び本事業で作成した執務参考資料の関係機関の及び法学教育・法曹等研修機関での活用、(vii)上記資料の政府機関職員・一般市民への法令の知識の普及・理解促進 3. 投入実績 <table><tr><td>＜フェーズ1＞</td><td>＜フェーズ1＞</td></tr><tr><td>日本側</td><td>相手国側</td></tr><tr><td>(1) 専門家派遣 21 人</td><td>(1) カウンターパート配置 カウンターパート 4</td></tr><tr><td>(2) 研修員受入 174 人</td><td>機関から配置（人数不明）</td></tr><tr><td>(3) 機材供与 車両、PC、プリンター、コピー機、他</td><td>(2) 事務所・施設：プロジェクト事務所、光熱費</td></tr><tr><td>＜フェーズ2＞</td><td>*中間レビュー以降の情報なし</td></tr><tr><td>日本側</td><td>＜フェーズ2＞</td></tr><tr><td>(1) 専門家派遣 8 人</td><td>相手国側</td></tr><tr><td>(2) 研修員受入 248 人</td><td>(1) カウンターパート配置 80 人</td></tr><tr><td>(3) 現地業務費 現地職員の雇用、備品調達、研修</td><td>(2) 事務所・施設：事務所、会議室、他</td></tr><tr><td></td><td>(3) 費用 経済紛争解決法ハンドブック、労働法</td></tr></table>	＜フェーズ1＞	＜フェーズ1＞	日本側	相手国側	(1) 専門家派遣 21 人	(1) カウンターパート配置 カウンターパート 4	(2) 研修員受入 174 人	機関から配置（人数不明）	(3) 機材供与 車両、PC、プリンター、コピー機、他	(2) 事務所・施設：プロジェクト事務所、光熱費	＜フェーズ2＞	*中間レビュー以降の情報なし	日本側	＜フェーズ2＞	(1) 専門家派遣 8 人	相手国側	(2) 研修員受入 248 人	(1) カウンターパート配置 80 人	(3) 現地業務費 現地職員の雇用、備品調達、研修	(2) 事務所・施設：事務所、会議室、他		(3) 費用 経済紛争解決法ハンドブック、労働法
＜フェーズ1＞	＜フェーズ1＞																						
日本側	相手国側																						
(1) 専門家派遣 21 人	(1) カウンターパート配置 カウンターパート 4																						
(2) 研修員受入 174 人	機関から配置（人数不明）																						
(3) 機材供与 車両、PC、プリンター、コピー機、他	(2) 事務所・施設：プロジェクト事務所、光熱費																						
＜フェーズ2＞	*中間レビュー以降の情報なし																						
日本側	＜フェーズ2＞																						
(1) 専門家派遣 8 人	相手国側																						
(2) 研修員受入 248 人	(1) カウンターパート配置 80 人																						
(3) 現地業務費 現地職員の雇用、備品調達、研修	(2) 事務所・施設：事務所、会議室、他																						
	(3) 費用 経済紛争解決法ハンドブック、労働法																						

	／セミナー／フォーラム／ワークショップ開催費用（文房具、資料印刷、交通費、参加者への日当等）		ハンドブック、捜査段階 Q&A 集、捜査段階 Q&A 集（改訂版）の配布、交通費等、本事業活動に必要な経費は、実施機関が一部負担
事業期間	<フェーズ 1> （事前評価時）2010 年 7 月～2014 年 6 月（48 カ月） （実績）2010 年 7 月～2014 年 7 月（49 カ月） <フェーズ 2> （事前評価時）2014 年 7 月～2018 年 7 月（49 カ月） （実績）2014 年 7 月～2018 年 7 月（49 カ月）	事業金額	<フェーズ 1> （事前評価時）310 百万円、 （実績）339 百万円 <フェーズ 2> （事前評価時）450 百万円、 （実績）496 百万円
相手国実施機関	<フェーズ 1><フェーズ 2>司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学		
日本側協力機関	<フェーズ 1>法務省、日本弁護士連合会、国内支援委員会（慶応義塾大学、名古屋大学、大阪大学他）		

II 評価結果

1 妥当性/整合性
<妥当性> 【事前評価時のラオス政府の開発政策との整合性】 本事業は、事前評価時点におけるラオスの開発政策と、整合性が高い。フェーズ 1 事業時、ラオスは、「第 6 次社会経済開発 5 カ年計画（2006 年～2010 年）：ガバナンス発展のための戦略計画」において、法の支配の更なる促進を目標に掲げた。また、当該分野の政策として、司法省は、法・司法制度の構築を目指して「リーガルセクターマスタープラン」（LSMP）を作成しており、それには、(i) 法・司法関係機関の組織能力強化、(ii) 法・司法関係機関職員の人材育成が含まれていた。フェーズ 2 事業時、ラオスの法セクターにおける中心的な政策枠組みとして位置づけられる LSMP では、取り組むべき主たる課題として、法制度整備、法令データベース・情報発信の強化が含まれていた。 【事前評価時のラオスにおける開発ニーズとの整合性】 本事業は、事前評価時点におけるラオスの開発ニーズと整合性が高い。フェーズ 1 事業時点では、法治国家の発展のために、法務・司法分野の人材育成が強く求められていた。フェーズ 2 事業時点では、対象法令（民法等）以外の法令の理解向上が必要であった。また、それに加えて、立法、行政、司法の実務の改善が必要であった。 【事業計画/アプローチの適切性】 事業計画/アプローチに起因する課題は確認されなかった。 【評価判断】 以上より、本事業の妥当性は③と判断される ¹ 。
<整合性> 【事前評価時における日本の援助方針との整合性】 本事業は、事前評価時の日本の対ラオス援助方針と整合している。フェーズ1事業時、「行財政改革及び公共財政管理、法制度の整備」はラオスへの援助の重点分野のひとつであった ² 。フェーズ2事業時、「対ラオス人民民主共和国国別援助方針（2012）」において、援助効果向上の観点からガバナンス面の強化の必要性に留意することとしており、「ガバナンス強化プログラム」として法の支配による市場経済化を進めていくという方向性が示されていた。 【JICA他事業・支援との連携/調整】 事前評価時において、本事業とJICAの他の事業との連携/調整、明確に計画されていなかった。 【他機関との連携/国際的枠組みとの協調】 事前評価時において、他開発パートナーとの連携/協調は、明確に計画されていなかった。 【評価判断】 以上より、本事業の整合性は②と判断される。
【妥当性・整合性の評価判断】 以上、本事業の妥当性及び整合性は③と判断される。
2 有効性・インパクト
【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】 事業完了時までに、プロジェクト目標は、おおむね計画どおりに達成された。民法起草時に蓄積されたノウハウ・スキルが法務・司法関係機関において他の法令の起草作業に活用されることが見込まれ（指標 1）、民法に関する執務参考資料等が民法の運用・執行のため、また教材として活用された（指標 2、3）。民法典の内容の普及を目的とした活動（ワークショップ、セミナー等）が行われ（指標 4）、民法典に関するリーフレットとポスターが作成され、ウェブサイトへの掲載または雑誌への掲載が行われ、ワークショップやセミナーで利用された（指標 5）。対象法令に関する執務参考資料等が対象法令の運用・執行のため、また教材として活用され（指標 6、7）、対象法令の内容の普及を目的とした活動（ワークショップ、セミナー等）が行われ（指標 8）、対象法令の内容の普及を目的とした広報活動が行われた（指標 9）。 【事業効果の事後評価時における継続状況】 事後評価時点で、民法起草の最初の教訓の採用が見込まれ、執務参考資料が使用されるなど、本事業の効果は継続している。資金や人材など資源が限られ、広報活動やセミナー・ワークショップの一部などは実施されていないが民法は施行された。 【上位目標の事後評価時における達成状況】

¹ ④：「非常に高い」、③：「高い」、②：「やや低い」、①：「低い」

² 外務省、ODA 国別データブック（2010 年）による。

事後評価時点までに、上位目標は、おおむね計画通りに達成された。民法を含む基本的な法令が政策やラオス憲法を具現化し（指標 1）、民法を含む基本的な法令は市場経済改革に対応した（指標 2）。民法普及のために裁判官や検察官のためのワークショップやセミナーを開催し（指標 3）、書籍として民法典を印刷し全政府職員に配布した（指標 4）。また、最高人民裁判所が民法運用に関する問題を裁判官評議会に取り上げ、モニタリングと解決に努めている（指標 5）。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

自然環境への負の影響はみられない。

【評価判断】

以上より、本事業の有効性・インパクトは③と判断される。

プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績	情報源
プロジェクト目標 ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及びその所属職員・教員の、（1）法令の起草、（2）法令の運用・執行、（3）法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修（「法学教育・法曹等研修」）及び（4）法令の普及・理解促進の改善に取り組む能力が向上する。	（指標 1）民法起草にあたって蓄積されたノウハウ・スキルが法務・司法関係機関において他の法令の起草作業に活用される。	達成状況（継続状況）：一部達成（継続） （事業完了時） 民法起草に関するサブ・ワーキング・グループ（SWG）の最終会合で、メンバーから、民法起草の活動を通じて、立法作業に関する多大なスキルやノウハウが提供されたことが報告された。民法はまだ草案であるが、草案作成のノウハウやスキルはこれまでに蓄積されており、近い将来、他の法律の立法業務にこうしたノウハウやスキルが使われる可能性が高いとのことであった。 （事後評価時） 民法起草の活動によって立法作業のノウハウが提供され、民法起草の最初の教訓は刑法の解説に採用される。また、既存の法律を起草または改訂する際に、さまざまなセクターのグループとの公開討論や協議が行われることも、もう一つの教訓である。	JICA 資料、司法省
	（指標 2）民法に関する執務参考資料等が法務・司法関係機関において民法の運用・執行のために活用される。	達成状況（継続状況）：一部達成（継続） （事業完了時） 民法典逐条解説書は、民法に関する執務参考資料となるもので、民法が国会で採択されてから 1 年以内に、法務・司法機関が同法の運用・施行に、法教育・研修機関が教材として使用することを想定している。（指標 2、3） （事後評価） 民法に関する執務参考資料は、法務・司法分野の機関が運用・施行する際に、また、法教育・研修機関が教材として使用している。	JICA 資料、司法省
	（指標 3）民法に関する執務参考資料等が法学教育・研修の教材として活用される。	達成状況（継続状況）：一部達成（継続） （事業完了時） － 上記指標 2 参照。 － 民法起草に関する SWG は、法務・司法・行政の職員だけでなく、法教育・研修機関の教員・講師で構成されている。彼らは、立法業務や逐条解説書起草業務において、民法起草の過程で蓄積されたノウハウやスキルを習得し、自らの業務や講義の改善に役立てた。 （事後評価） 民法逐条解説書はいまだ作成途中であるが、国立司法研修所や大学法学部、裁判所・検察庁や他の教育機関で活用されている。 民法に関するテキスト（Q&A 問題集）は、国立司法研修所、大学法学部、裁判所、検察庁などで活用された。	JICA 資料、司法省
	（指標 4）法務・司法関係機関及びその所属職員・教員向けに、民法典の内容の普及を目的とした活動（ワークショップ、セミナー等）が行われる。	達成状況（継続状況）：達成（継続）。 （事業完了時） 民法起草に関する SWG は、法務・司法部門の機関や職員・講師に民法を普及させるため、24 のワークショップやセミナーを開催した。 （事後評価） 2017 年から 2020 年にかけて、中央と地方レベルの 1,000 人以上の法務・司法関係者を対象にパブリックコンサルテーションを実施し、大学法学部と国立司法研修所の支部の学生を対象に 5 回以上の講義セミナーを開催し、1,200 人以上の学生が参加した。 最高人民裁判所と最高人民検察院は、中央と地方の裁判官と検察官のために、民法を普及させるためのワークショップとセミナーをいくつか開催した。	JICA 資料、司法省
	（指標 5）国民向けに民法典の内容の普及を目的とした広報活動が行われる。	達成状況（継続状況）：達成（継続していない） （事業完了時） 民法に関する SWG では、政府関係者だけでなく、国民一般に普及させるために、民法に関するリーフレットとポスターを作成した。司法省は、リーフレットの内容を雑誌に掲載した。司法省と最高人民検察院は、民法に関するリーフレットとポスターをウェブサイトにもアップロードした。民法 SWG は、このリーフレットとポスターをワークショップやセミナーで使用し、民法の普及に努めた。	JICA 資料、司法省

		(事後評価) 資金や人材などの資源が限られており、活動はほとんど行われていない。	
	(指標6) 対象法令に関する執務参考資料等が法務・司法関係機関において対象法令の運用・執行のために活用される。	達成状況(継続状況): 達成(検証不能) (事業完了時) 経済紛争解決法ハンドブック、労働法ハンドブック、捜査段階 Q&A 集及びその改訂版などの対象法令の執務参考資料は、経済紛争解決センター、労働社会福祉省、労働組合、公安省、ラオス弁護士会などの法務・司法分野の機関において、法の運用・執行に活用された。また、ラオス国立大学や国立司法研修所などの法教育・研修機関において、経済紛争解決法、労働法、刑法の教材として活用された。(指標6, 7) (事後評価時) 情報なし。	JICA 資料、司法省
	(指標7) 対象法令に関する執務参考資料等が法学教育/研修の教材として活用される。	達成状況(継続状況): 達成(継続) (事業完了時) 上記指標6 参照。 (事後評価時) 執務参考資料はラオス国立大学法政治学部や国立司法研修所をはじめとする法教育・研修機関の教材として活用されている。 また、判決執行、調停、仲裁などの規制や手続きの比較検討のための参考資料として活用された。 現在、大学法学部や司法研修所で教えるための参考資料として、判例集の制作を継続中である。	JICA 資料、司法省
	(指標8) 法務・司法関係機関及びその所属職員・教員向けに、対象法令の内容の普及を目的とした活動(ワークショップ、セミナー等)が行われる。	達成状況(継続状況): 達成(継続していない) (事業完了時) 民事経済法 SWG と刑法 SWG は、経済紛争解決法、労働法、刑事訴訟法などの対象法を、法務・司法部門の機関や職員・講師に普及させるためのワークショップやセミナーを開催した。 (事後評価時) 資金や人材などの資源が限られており、活動はほとんど行われていない。	
	(指標9) 国民向けに対象法令の内容の普及を目的とした広報活動が行われる。	達成状況(継続状況): 達成(一部継続) (事業完了時) ワークショップやセミナーでは、政府関係者だけでなく、民間企業関係者も招へいした。 (事後評価時) 司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学法政治学部などの関係機関がフェイスブックページを開設し、法律の知識等に関する広報活動を推進している	JICA 資料、司法省
上位目標 ラオスの法務・司法機関、法学教育機関及びその職員・教員の法令の起草、運用・執行、法学教育・法曹等研修及び法令の普及・理解促進の改善に取り組む能力の向上を図り、ラオスにおける体系的で一貫した立法・法運用・執行並びに政府職員及び一般市民の法制度へのアクセスの向上に寄与する。	(指標1) 民法等の基本的な法令が、ラオスにおける法の支配に基づく市場経済化に関する政策に基づき、新規に制定され又は改正される。	(事後評価時) 達成 民法は、ラオスの政策と憲法を法律に具現化したものであり、経済発展と基本的人権に基づく社会的関心のバランスが非常によく、国の状況に応じた法の支配の基準を満たす素晴らしい成果となっている。	司法省
	(指標2) 新規に制定され又は改正された民法等の基本的な法令が、ラオスにおける法の支配に基づく市場経済化に関する他の施策と整合している。	(事後評価時) 達成 法律に基づく法律制定プロセスの下で起草されたもので、第7次国家社会経済開発政策にあるような市場志向の経済改革にも合致している。	司法省
	(指標3) 法令の執行・運用に関する公務員向けの理解促進活動(普及セミナー等)が継続的に行われている。	(事後評価時) 達成 最高人民裁判所、最高人民検察院は、中央および地方レベルの裁判官や検察官を対象に、民法を普及させるためのワークショップやセミナーを複数開催した。	司法省
	(指標4) 法令の執行・運用に関する執務参考資料が作成され、出先機関(窓口機関)に備え付けられている。	(事後評価時) 達成 書籍として民法典が印刷され、随時全行政府職員に配布され、これまでに既に 19 百万部以上配布されている。	司法省
	(指標5) 法令の執行・運用に関する問題点について、中央機関の担当部局による継続的なモニタリングが行われ、必要に応じ助	(事後評価時) 達成 最高人民裁判所は、民法の運用に関連する問題を裁判官評議会で取り上げ、モニタリングと解決に努めている。	司法省

	言・指導が行われている。		
3 効率性			
事業費、事業期間ともにやや計画を上回った（計画比：110%、101%）。事業費、事業期間は複合的な要因により超過した。アウトプットは計画通り産出された。 以上より、効率性は③と判断される。			
4 持続性			
【政策面】 ラオス政府は、「法の支配計画2009-2020」や「法司法開発計画2021-2025」などの政策を発表し、法の支配の推進や中央・地方レベルの法務部門の制度的能力の強化を支援している。また、法律の起草、法律の普及、法務行政官の能力向上を支援し、社会への法的サービスを促進してきた。 【制度・体制面】 司法省は、本事業の効果を持続させ、民法の運用・執行を遂行するために、2021年に民事に関する部署を設置した。また、本事業の活動を支援するため、司法省内に支援・実施委員会や作業部会が設置されている。限られた資金と司法関連機関の限られた人数により、法律の普及活動やワークショップ、セミナーはあまり開催されていないが、職員は中央と地方でこれら活動を行っている。 【技術面】 執務参考資料は、法律専門家の知識や能力を向上させるために、司法機関で教材として使用されている。研修を受けて技術や知識が向上した職員の中には、異動や昇進した者もいる。司法省は、まだ一定の能力を持たない新しい職員がいることを考慮し、本事業の活動の成果に基づいて法務行政官に対する研修を提供するよう、国立司法研修所に指示した。継続的な教育研修を可能にする制度を確立しようという動きがある。 【財務面】 政府の予算不足は、全国的な法律普及に悪影響を及ぼす可能性がある。中央および地方レベルで、法律情報を普及させるためのセミナーやワークショップを開催するには、十分な予算がないといわれている。 【環境・社会面】 環境や社会面の問題は確認されておらず、対策を講じる必要はない。 【評価判断】 以上より、財務面に一部問題が、技術面に一部軽微な問題があるが、政策面、制度・体制面に問題はなく、本事業によって発現した効果の持続性は③と判断される。			
5 総合評価			
本事業は、プロジェクト目標及び上位目標をおおむね計画通りに達成した。 法令の起草作業、法令の運用・執行、研修に関する機関・個人の能力が強化され、その能力向上が立法、法運用・執行に寄与している。持続性については、財務面に一部問題が、技術面に一部軽微な問題がみられたものの、政策面、制度・組織面では問題はみられない。 以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は非常に高いといえる。			

III 提言・教訓

実施機関への提言：

- ・研修を受けて技術や知識が向上した職員が、異動したり、昇格したりする一方で、新任の職員の能力には限りがある。事業効果の持続性を確保するため、法の運用・普及を行う中央・地方の法務・司法機関（司法省、司法局、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学（法政治学部）、その他中央・地方の法学部など）が、社会の人々が法律情報にアクセスできるよう、法律の普及活動（中央・地方の法務・司法関係者への研修、中央・地方での法律の普及など）に予算を確保することを要請する。
- ・ラオス政府の普及活動予算が不足しているため、冊子印刷の代わりにデジタルメディアを利用した DX の活用、紙の使用量の削減など、少ない予算で革新的なアプローチを検討することは一案である。

JICA への教訓

- ・継続的な人材育成のためには、法律・司法分野の組織間、特に法教育機関を巻き込んだ連携・協力的な取り組みがより効果的である。
- ・本プロジェクトのような法・司法分野の協力の成果は当該国の法・司法分野の人材に加え、分野横断し当該国の協力に携わる関係者に広く役立つ要素があることが判明した。今後類似事業を実施する際には JICA 内外の関連事業や本邦進出企業の活動への副次的な効果を考慮しつつ案件形成を行うことが重要であり、事業事前評価表においては、協力の成果について、同関係者に対し広く共有を図る旨明示することが望ましい。